

愛玩動物看護師法施行令案についての意見・情報の募集について

令和3年8月12日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

この度、「愛玩動物看護師法施行令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

第198回国会にて成立した愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）においては、愛玩動物看護師の国家資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することにより、愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とし、愛玩動物看護師の業務、免許、登録等や愛玩動物看護師国家試験、愛玩動物看護師国家試験予備試験等について規定されています。

今般、法の施行に伴い、愛玩動物の定義に含まれる動物の種類等について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うに当たり、広く国民の皆様から意見・情報を募集し、提出いただいた意見・情報を考慮した上で、政令の内容を決定することを目的として行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課総務班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見・情報の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見・情報提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和3年8月12日～令和3年9月10日（30日間）

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ① 愛玩動物看護師法施行令案の概要
- ② 愛玩動物看護師法施行令案
- ③ 愛玩動物看護師法の概要